

日 薬 業 発 第 100 号
令 和 2 年 5 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、新医薬品等の薬価基準収載及び医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替される等の理由に伴い製薬企業から削除依頼があった医薬品の経過措置等（令和2年厚生労働省告示第220号）に関するものです。

今回の一部改正は、令和2年5月27日より順次適用となり、経過措置期間については令和3年3月31日までとなります。

また、以下の医薬品については薬価基準の一部改正に伴う留意事項が示されています。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

○イブランス錠25mg及び同錠125mg

○インスリン リスプロBS注カートHU「サノフィ」、同注ソロスターHU「サノフィ」及び同注100単位/mL HU「サノフィ」

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 26 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0526 第 1 号
令和 2 年 5 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

〕 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）等が令和 2 年厚生労働省告示第 220 号（以下「一部改正告示」という。）及び令和 2 年厚生労働省告示第 221 号をもって改正され、令和 2 年 5 月 27 日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 3 品目及び注射薬 8 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬 6 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （3）（1）及び（2）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次の

とおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 549	3, 470	2, 054	28	14, 101

2 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成

18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬6品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和3年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。

(2) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和3年4月1日以降、使用医薬品から除外するものであること。

(3) (1)及び(2)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	112	23	21	0	156

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) イブランス錠 25mg 及び同錠 125mg

本製剤の効能・効果は「ホルモン受容体陽性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌」であることから、ホルモン受容体陽性、HER2 陰性であることを確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(2) インスリン リスプロ BS 注カート HU「サノフィ」、同注ソロスター HU「サノフィ」及び同注 100 単位/mL HU「サノフィ」

- ① 本製剤は、インスリン製剤であり、本剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② インスリン リスプロ BS 注ソロスター HU「サノフィ」については、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。
- ③ 本製剤の適用上の注意において、「本剤のカートリッジにインスリン製剤を補充したり、他のインスリン製剤と混合しないこと。」と記載され、また、インスリンリスプロ BS 注カート HU「サノフィ」では、「本剤は必ず専用のインスリンペン型注入器を用いて使用すること。」と記載されていることから、先行バイオ医薬品から本剤に切り替える場合も含め、使用に当たっては十分留意すること。

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 アセトアミノフェン細粒20%「マルイシ」	アセトアミノフェン	20% 1 g	7.60
2	内用薬 イブランス錠25mg	バルボシクリブ	25mg 1 錠	5,679.70
3	内用薬 イブランス錠125mg	バルボシクリブ	125mg 1 錠	22,978.10
4	内用薬 局 エバスチンOD錠 5mg「杏林」	エバスチン	5 mg 1 錠	23.30
5	内用薬 局 エバスチンOD錠10mg「杏林」	エバスチン	10mg 1 錠	32.40
6	内用薬 局 エバスチン錠 5mg「杏林」	エバスチン	5 mg 1 錠	23.30
7	内用薬 局 エバスチン錠10mg「杏林」	エバスチン	10mg 1 錠	32.40
8	内用薬 ディナゲスト錠0.5mg	ジエノゲスト	0.5mg 1 錠	166.50
9	内用薬 ブランルカストDS10%「杏林」	ブランルカスト水和物	10% 1 g	31.50
10	注射薬 アイリーア硝子体内注射用キット40mg/mL	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 mg0.05mL 1 筒	137,292
11	注射薬 インスリン リスプロBS注カート HU「サノフィ」	インスリン リスプロ（遺伝子組換え）[インスリン リスプロ後続1]	300単位 1 筒	586
12	注射薬 インスリン リスプロBS注ソロスター HU「サノフィ」	インスリン リスプロ（遺伝子組換え）[インスリン リスプロ後続1]	300単位 1 キット	1,258
13	注射薬 インスリン リスプロBS注100単位/mL HU「サノフィ」	インスリン リスプロ（遺伝子組換え）[インスリン リスプロ後続1]	100単位 1 mLバイアル	194
14	注射薬 治療用ダニアレゲンエキス皮下注「トリイ」1,000 J AU/mL	なし（コナヒョウヒダニエキス及びヤケヒョウヒダニエキスを含有する水性注射剤）	2 mL 1 瓶	4,301
15	注射薬 ヌーカラ皮下注100mgシリンジ	メボリズムマブ（遺伝子組換え）	100mg 1 mL 1 筒	179,269
16	注射薬 ヌーカラ皮下注100mgペン	メボリズムマブ（遺伝子組換え）	100mg 1 mL 1 キット	179,269
17	注射薬 ビムバット点滴静注100mg	ラコサミド	100mg10mL 1 瓶	2,459

(参考2)

揭示事項等告示

別表第2 (令和3年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬 アセトアミノフェン細粒20%「タツミ」	アセトアミノフェン	20% 1 g
2	内用薬 局 エバスタチンOD錠5mg「アメル」	エバスタチン	5mg 1 錠
3	内用薬 局 エバスタチンOD錠10mg「アメル」	エバスタチン	10mg 1 錠
4	内用薬 局 エバスタチン錠5mg「アメル」	エバスタチン	5mg 1 錠
5	内用薬 局 エバスタチン錠10mg「アメル」	エバスタチン	10mg 1 錠
6	内用薬 クロルマジノン酢酸エステル50mg徐放錠	クロルマジノン酢酸エステル	50mg 1 錠
7	内用薬 ブランルカストDS10%「アメル」	ブランルカスト水和物	10% 1 g